

〔解答〕 2)

解説〕

1) 適切。

中小事業主掛金納付制度では、加入者掛金と中小事業主掛金の合計額が月額 5,000 円以上 23,000 円以下となるよう、それぞれが 1,000 円単位で掛金額の設定をすることができます。加入者掛金を 0 円とすることはできませんが、中小事業主掛金加入者掛金を上回ることは可能です。

2) 不適切。

中小事業主掛金納付制度を実施できるのは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員（第 1 号厚生年金被保険者）が 300 人以下の事業主です。中小企業退職金共済は、中小事業主掛金納付制度と併用することができます。

3) 適切。

拠出対象者に一定の資格を設ける場合は、職種や勤続年数による資格に限られます。

4) 適切。

届け出た事項に変更があったときや中小事業主掛金を拠出しないこととしたときも、厚生労働大臣及び国民年金基金連合会への届出が必要となります。